

五ヶ瀬山学校推進協議会規約（仮）

平成22年3月9日制定

（名称）

第1条 この協議会は、五ヶ瀬山学校推進協議会という。

（事務所）

第2条 五ヶ瀬山学校推進協議会は、主たる事務所を宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡2840番地に置く。

（目的）

第3条 五ヶ瀬山学校推進協議会は、五ヶ瀬町の農村体験、自然体験、伝統文化体験、農家民泊、ホームステイなど体験型観光や社会教育を推進することを目的とする。

（事業）

第4条 五ヶ瀬山学校推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 農村体験、自然体験、伝統文化体験の企画、手配、完全管理など。
- 二 農家民泊、ホームステイの推進、手配、安全管理など。
- 三 その他目的達成のために必要な事業。

（五ヶ瀬山学校推進協議会の構成員）

第5条 五ヶ瀬山学校推進協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- 一 特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校
- 二 五ヶ瀬町観光協会
- 三 五ヶ瀬町役場
- 四 夕陽の里推進会議
- 五 その他体験型観光や社会教育の推進に係るもの

（役員の数及び選任）

第7条 五ヶ瀬山学校推進協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 四 理事 2名
- 三 監事 1名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第8条 会長は、会務を総理し、五ヶ瀬山学校推進協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 五ヶ瀬山学校推進協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会議)

第12条 五ヶ瀬山学校推進協議会は毎年1回総会を開き、予算、決算、その他必要事項を審議する。ただし、必要がある時は臨時総会を開くことができる。

2 役員会は、会長、副会長、理事、監事で組織し、本会の目的に必要な事項を審議する。

3 総会および役員会は会長が招集する。

(会議の成立及び議決の方法)

第13条 会議は、2分の1以上の出席者によって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第14条 会の経費は、出資金・補助金・事業収入等をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、五ヶ瀬山学校推進協議会の運営に必要な事項は役員会の議決をもって定める。

(附則)

第17条 この規約は、平成22年3月9日から施行する。